日本の死刑制度について考える懇話会 (準備会及び第1回) 議事録

- 1 日 時 2024年2月29日(木) 15時00分~17時15分
- 2 場 所 弁護士会館5階502DEF会議室
- 3 出席者

(委員)

井田 良 座長、笹倉 香奈 座長代行、井田 香奈子 委員、上田 勇 委員、片山 徒有 委員、 金髙 雅仁 委員、神津 里季生 委員、坂上 香 委員、佐藤 大介 委員、中本 和洋 委員、 西村 智奈美 委員、林 眞琴 委員、平沢 勝栄 委員、藤本 哲也 委員

川村 百合 事務局長、大槻 展子 事務局員、舩澤 弘行 事務局員

4 議 題

【準備会】

(事務局)

- (1) 日本弁護士連合会会長挨拶
- (2) 趣旨説明
- (3) 名称及び運営方法の決定
- (4) 設立趣意書の採択
- (5) 自己紹介
- (6) 座長選任
- (7) 座長代行者指名

【第1回懇話会】

- (1)報告(小川原優之弁護士)
- (2) 報告(笹倉香奈委員)
- (3) 今後の進め方について

5 議 事

次のとおり。

■準備会

(1) 開会及び日本弁護士連合会会長挨拶

●川村事務局長 では定刻になりましたので、本日はご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これから座長選任までの間、私が司会進行を務めさせていただきます、東京弁護士会所属の弁護士の川村百合と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、この集まりを呼びかけました日本弁護士会連合会の会長小林元治より、一言ご挨拶 をさせていただきます。

●小林日本弁護士連合会会長 日本弁護士連合会の会長を務めております小林元治でございます。 今日は、日本の死刑制度について考える懇話会ということで、各界から多数の方にお集まりを いただきありがとうございます。日本弁護士連合会としましては、皆様方の懇話会が立ち上がる にあたって、事務局を引き受けさせていただいて、懇話会の活発な議論のサポートをさせていた だきたいと存じます。懇話会の皆様方のこれまでの経験・見識を踏まえて、死刑制度について有 意義な議論と、そして可能であれば何らかの方向性を出していただければ、望外の喜びです。今 の日本社会、そして日本の死刑をめぐる議論は、海外のメディアも含めて大変注目をされている 状況がございます。そういう中にあって、各界を代表する皆様方がこの議論に取り組もうという ことでお集まりをいただきましたことに、本当に深甚なる感謝と御礼を申し上げたいと思います とともに、大変な期待もさせていただいているところでございます。

日弁連は、この問題について、長い間、議論を重ねてまいりました。弁護士会の中でも様々な 議論があることも事実でございます。国民世論がこの死刑の廃止につきましても、大変割れてい る。アンケートでは、8割の方がまだ死刑を存置すべきであると回答されています。ただ、アン ケートの仕方によっては、そうでもないというような方向性もあるわけでございます。そういう ことも含めまして、この死刑に関する議論をしていただいて、社会に、世論に訴えていただくと いうことは、これは日本の刑罰制度のありようを変えていく大変大きなモーメントになるのでは ないかなと思います。

そういう意味で、私どもは裏方ではございますけれども、事務方としてしっかり支えさせていただくというお約束をさせていただきまして、皆様方の活発なご議論に期待したいところでございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げて、会長としてのご挨拶とさせていただきます。 どうかよろしくお願いいたします。

(2)趣旨説明

●川村事務局長 小林会長、ありがとうございます。

さて、懇話会設置に至る経緯やその趣旨、位置付けについては、これまで個別にご説明させていただいたところではありますが、本日、議事を公開することから、改めて簡単にご説明させていただきます。

準備会の資料として用意したものを見ながらお願いいたします。本懇話会は名称を含めて、後ほど皆様にご審議、ご承認いただくことになりますが、仮に「懇話会」と申し上げてご説明させ

ていただきます。

本懇話会と日弁連との関係ですが、日弁連は皆様に個別に、このような趣旨の懇話会を作っていただけないかと呼びかけをさせていただきました。また、設立の準備をさせていただきましたが、これから設立し、議論を重ねていく懇話会の主体はあくまでも本日お集まりの皆様です。皆様にはこれからご審議いただくとおり、名称及び組織の運営について、まずお決めいただき、それから設立趣意書を採択していただきまして、そしていよいよ懇話会が発足となるという手順になります。

本日までの間に委員の方お一人ひとりに対して、当方の構想をご説明させていただきまして、 名称や設立趣意書の文案についても、この名称では参加できないから変えてほしいとか、この内 容では参加できないから変えてほしいというようなご意見を頂戴しながら、修文を重ねて本日に 至っております。したがいまして、本日時点においては、皆様にご賛同いただける内容になって いるという前提で、ご賛同いただいた方々に本日任意にお集まりいただいたと認識しております。

本日の出席者ですが、資料としてお配りしてある準備会の資料3にあります 16 名の方々のうち、岡野貞彦様は、ご欠席と承っておりますが、本日の審議事項については、全て賛成しますというご意見を事前に頂戴いたしております。

それから、上田勇様は遅れてのご参加、戸松義晴様は公務にてソウルにいらっしゃるということで、オンラインでの途中からのご参加というふうに承っております。それから、西村智奈美様は、冒頭 45 分ぐらいでご退席と伺っております。平沢勝栄様は、16 時過ぎから会場でご出席いただけると伺っております。

ということで、途中退席とか、途中参加という方からも事前に本日の審議事項については、ご 賛同いただけると承っておりますので、本日、この場でご出席の皆様において、改めてこれから 審議していただきたいと思います。

では、これからお諮りします懇話会の申合せ事項を皆様のご同意の下に承認していただきましたら、皆様から委託を受けて日弁連がその事務を担うということになっております。準備会の資料の2ページ目、資料の1-2をご覧ください。先ほど申し上げたように、懇話会の皆様が主体であって、私どもは事務の委託を受けるということになります。そのため、本日は座長選任までを懇話会設置のための準備会として開催し、座長が選任された後に、第1回懇話会を開催するという流れを予定しております。

(3)名称及び運営方法の決定

●川村事務局長 ここで、準備会としての審議事項の1つ目になりますが、準備会資料の1枚目、 日本の死刑制度について考える懇話会運営についての申合せ案というのをご覧ください。

まず、この会議体の名称を「日本の死刑制度について考える懇話会」と称するということ。それから、目的は、この懇話会は死刑制度廃止の国際的潮流や国内での議論の深化を踏まえ、我が国における死刑制度のあるべき方向性について、各界及び各層からなる委員によって真摯な議論を行い、関係諸機関に対して死刑制度について、提言を行うことを目的とするということ。

それから組織ですが、全部は読み上げませんけれども、この懇話会には座長を置くこととして、 その座長は委員の互選により決めるということ。そして、座長に事故があるときに備えて、座長 が指名する委員がその職務を代行するということ。それから、懇話会に事務局を置く。この事務 局は、日本弁護士連合会に委託するというおおよそこのような内容で、皆様ご承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、全会一致でご承認いただいたということでありがとうございます。

(4) 設立趣意書の採択

●川村事務局長 そして、設立趣意書ですが、資料2になります。設立趣意案としてお配りしておりますけれども、これは読み上げさせていただきます。

「日本の死刑制度について考える懇話会設立趣意」

- 1 我が国の死刑制度は、1882 年(明治 15 年)制定の旧刑法によって、執行方法を絞首刑と定められたものが、現行の刑法にも引き継がれ、今も 100 名以上の死刑囚がいます。死刑は人間の尊い生命を奪う不可逆的な刑罰であるため、「国家が人の生命を奪う」という国家機能の根源に関わる問題を内包しています。
- 2 死刑制度の廃止は国際的な潮流です。世界の7割を超える国が、すでに法律上又は事実上、 死刑を廃止しています(196 か国中、法律上又は事実上の廃止国は144 か国)。とりわけ、先 進国グループである0ECD(経済協力開発機構)加盟38 か国のうち、死刑制度を存置している のは、米国、韓国、日本の3か国です。しかも、死刑存置国に数えられる米国でも、すでに 23 州とワシントンD.C.で死刑が廃止されています。また、韓国ではすでに1998年以降20年 以上にわたって執行を停止しています。したがって、0ECD加盟国の中で、いまだに国家とし て統一して死刑執行を続けているのは日本だけです。

このため、国際司法共助の上でも、日本で殺人を犯した者が外国に逃亡した場合に、日本政府が逃亡先の死刑廃止国に犯罪人の引渡しを求めても、日本に死刑が存在していることを理由として引渡しを拒まれるという指摘もあります。

3 日本弁護士連合会は、2016 年(平成28年)10月7日に「死刑制度の廃止を含む刑罰制度 全体の改革を求める宣言」を行い、死刑廃止の立場を明確にし、2022年(令和4年)11月に は「死刑制度の廃止に伴う代替刑の制度設計に関する提言」により、死刑制度の廃止ととも に、その代替刑として終身拘禁刑(ただし、例外的に減刑制度あり)を設けること等を提案 しています。また、全国の弁護士会でも死刑廃止決議が相次いでなされています。

2018年(平成30年)12月5日には、死刑制度の是非を議論する超党派の議員連盟として「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」が設立され、将来的な死刑制度の在り方に関する提言とりまとめを目指すとされています。

社会の各層の著名人が死刑制度について意見を表明することも増えました。

4 ところが、政府の世論調査の結果、国民の8割が死刑制度も「やむを得ない」としていることなどから、死刑制度についての検討は進んでいないのが現状です。

そこで、私たちは、国民各界及び各層の参加を得て、十分な情報をもとに活発な議論を行い、日本の死刑制度のあるべき方向性について提言するため、ここに「日本の死刑制度について考える懇話会」を設立します。

以上のとおりですが、これにご賛同いただけますでしょうか。

ありがとうございます。では、全員一致でご賛同いただいたということで、ここに「日本の死 刑制度について考える懇話会」が発足いたしました。

(5) 自己紹介

●川村事務局長 先ほど、申合せ事項をお諮りしたとおり、座長は、委員の互選とするということに決めていただきましたので、座長を選任する前提としまして、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。お一人3、4分程度で五十音順でお願いできますでしょうか。

では、井田香奈子さんからお願いいたします。

●井田香奈子委員 朝日新聞の論説委員の井田香奈子と申します。今は、司法関連の社説を担当しております。私の名前は井田良先生と笹倉香奈先生の名前を足して割って子どもの子を付けた名前で、ちょっと全体に紛らわしくなっちゃうかもしれないのですけれども、どうぞよろしくお願いします。

私と死刑の接点ということで申し上げますと、新聞記者になって2年目に就任地が札幌だったんですけれども、そこで死刑執行がありまして、それまで3年4か月ぐらい執行停止している時期が日本にもあったのですけれども、その年に再開されて、2度目の執行が札幌ということでした。私、全然、死刑制度について分かっていなくて、急に取材をしなければいけないことになって、様々な矛盾のある制度だな、いろいろ考えなければいけないことがある制度だなということを思った、それが直接の接点でありました。

2001 年から法務省の担当をしておりまして、4年ほどでしょうか、また、そのときに死刑廃止 議連の活動も盛んになりまして、行刑制度全体を見直す動きもありましたので、どんなふうに変 わっていくのかなと思ったのですけれども、今もその当時とあまり変わらない形で死刑制度が続 いているということかなと思います。

朝日新聞の社説としては、2014年から、死刑のない世界、死刑のない社会を目指そうということで主張しているところではあるのですけれども、いろんな読者の人と、受け手の人と向き合いながら原稿を出していく、メッセージを発信していくというのが私たちの仕事ですので、どんなふうにこの問題を考えていけばいいのかというのを勉強する機会にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

●井田良委員 同じ井田であり、井田良、まことと呼びます。中央大学法科大学院で刑法を教えております。私は死刑制度の問題は、今の日本の法、人権の最大の問題の1つだと考えています。しかし、それにも関わらず、事柄の重大性に見合っただけの掘り下げた深い議論というのが、必ずしも行われてこなかったのではないかとも考えています。これまでの議論は、同じような主張をそれぞれの陣営から相手方に投げかけ合うということに終始してきたという、こういう印象を持っています。

何よりも今注目すべきことは、世界を見たときに、日本と同じレベルの経済、文化の水準を持った国々は、ほとんどが死刑制度を廃止していること。特にヨーロッパは基本的には全ての国々で死刑を廃止していることです。日本ではよく凶悪犯罪を抑止するために、あるいは、被害者の遺族の被害感情をそれ以外の方法では解消できないから死刑を維持せざるを得ない、廃止できない、と言われるわけですけれども、それらの国々でもやはり凶悪な犯罪はあるわけだし、また、被害者の遺族の深い悲しみは同じように存在するにもかかわらず、一致して死刑制度を廃止しているということは、凶悪犯罪の抑止とか、被害者の被害感情ということだけでは死刑を維持することはできない、ということを意味していると考えています。

グローバル化の時代でありますので、日本も世界の国々に対して説明責任を負っています。世界の国々から、そんな理由にもならない理由で、あなた方は死刑を存置しているのかとか、あるいは事柄の重大性に見合った十分な深い、真摯な・科学的な議論をしないで制度を放置しているのかとは言われてはいけないのだろうと思っております。そういった意味で我々としては、今の時代状況を踏まえて、一歩も二歩も掘り下げた議論というのをしていきたいと思いますし、やがてそれが日本全体の議論につながっていってくれれば、というふうに思っています。そういう気持ちで私はここに参りましたし、恐らく多くの委員の皆様、先生方も同じお気持ちなのだろうと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- ●川村事務局長 上田勇様は後ほどご到着になりましたらお願いしたいと思いますので、片山さん、お願いいたします。
- ●片山委員 皆さん、こんにちは。片山徒有と申します。私は、1997年の11月に、当時8歳だった息子の隼という男の子を交通事故で失った犯罪被害者遺族にあたります。当時、様々なことがありまして、不起訴処分という現実を私は受け止めなければいけないことがありました。被害者が亡くなっているのにどうして不起訴処分なんだろうということも考えました。様々な人の応援もあって再捜査になり、それから起訴され、刑事裁判も大変つらい思いをしたのですが、最終的に有罪判決が出て一段落をしました。

その後に、あひる一会(あひるのいちえ)という被害者支援団体を作りました。これはあらゆる被害者支援の枠から漏れた人の救いになる団体だと思っておりまして、今でも活動を続けております。

2007年には、被害者と司法を考える会という、それは主に法制度について考えていこうじゃないかという団体を作りまして、2つの団体の代表を今務めさせていただいています。

死刑制度については、いろいろな思いがあります。例えばあひる一会のほうには、死刑事件になった被害者ご遺族からの相談も複数ございました。それは世間で言われているように、同列に被害者が死刑を求めるというものとは真逆の問いかけでした。このような判決でいいのかどうか、むしろ、違った見方があるのではないかという問いかけを私どもに寄せてくださいました。

被害者と司法を考える会では、数年前に死刑制度について勉強しようというふうに思い立ち、情報公開請求を使って、当時開示できる行政文書の全てを開示請求いたしました。何百ページにも及ぶ開示資料があったわけですけれども、ほとんどが黒塗りで、分かる部分は非常に少なかったと思っております。

死刑制度については、様々な意見があるということは承知しております。被害者団体同士で意 見交換する場がありますけれども、なかなか1つにはまとまらないというのが現状ではないかと 思っております。

私は私で、いろいろな考えを持っておりますけれども、その一部でもこの場で議論できれば大変うれしいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

●金髙委員 金髙雅仁と申します。元警察庁長官ということでこの会に加えていただきました。 私は、1978 年に警察庁に入りまして、2016 年まで 38 年間警察に勤めておりました。辞めて7年 以上経つのですけれども、警察官の国際交流団体とか、あるいは警察職員で殉職した人たちのご 子弟の支援団体の役員などを通じてまだ警察とある程度の関わりを持っております。

今回、この懇話会に参加をさせていただくのは、警察庁と事前に調整して警察を代表するという立場で加わったものではありません。警察としての意見、警察関係者としての意見を代弁する

立場にもありませんし、その資格もないと思っております。あくまでも長官を経験した一警察出 身者として経験に基づく意見が多くなると思いますけれども、思いや意見をお伝えできればと考 えております。

警察というのは、皆さんいろいろご意見あると思いますけれども、私は、一言でいえば、市民が犯罪で悲しんだり苦しんだりすることのない社会をつくるという、そういう仕事が第一だと、最も大事な仕事だと思っておりますが、世の中の悲しみの中で、何の非もない人が、相手の欲望だけで惨殺されるとか、あるいは最愛の人が殺されてゴミのように捨てられるとか、そういう目に遭った、遭うということほど大きな悲しみ、苦しみはないのではないかと思っております。

私自身は乏しい経験ですけれども、例えばオウム真理教の事件の捜査にも携わりましたし、秋 葉原の無差別殺人をはじめとして幾つかの死刑事件の捜査にも従事いたしました。長官時代は、 北九州で大勢の市民の殺傷に関与していた暴力団工藤会の首領らの事件の捜査の指揮もとりました。

そういう経験を通じて直接、間接に被害者の方とも接することもありました。確かに被害者の方々は色々なご意見をお持ちですけれども、やっぱり多くの方は、我が子の命を返せという魂の叫びのようなものをお持ちだと思っております。警察というのは、そういう被害者の気持ちが原点であるべきで、原動力なのです。そういう経験を踏まえて意見を言わせていただくことが多くなろうかと思いますけれども、皆さんからいろいろ勉強させていただいて、一緒に考えさせていただきたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

●神津委員 神津と申します。名簿にありますように、連合、労働組合の全国組織の会長を 2015 年から 6 年間、2021 年まで務めておりました。今は連合の関係団体、全労済協会、連合総研といったシンクタンク系のところで仕事をしています。司法関係とのつながりといいますと、連合の会長の在任中に法制審の委員を務めておりました。ただ、これはいわば「充て職」的なものでありまして、私にとってはむしろその前、2011 年から 14 年だったと思いますけれども、法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」という、例の村木元次官、当時局長のいわゆる冤罪事件に端を発した取調べの可視化をはじめとする刑事司法制度改革の諮問会議に参加をさせていただいたことに深い関わりを感じています。私は法学部の出身でもないので、ほぼ毎月3年間、1回3時間ということで、相当自分なりに勉強して臨んだことを覚えています。

そこでの成果物は 2016 年に法制化されまして、2019 年から施行がスタートしたんですね。実は、一昨年が3年後見直しということで、取調べの可視化だけじゃないのですが、やっぱりメインはそこだろうと思っています。特別部会の当時は、限定的ではありますけれども、スタートするということに意義があるだろうということで、村木さんをはじめとして5人、一般有識者的な立場で参加していたメンバーが、まずは一歩踏み出すということで認識を共有しました。ある意味、本意ではないけれども、まずはスタートすることが大事だということで、自分たちを納得させたというところがあるのですが、足もとの3年後見直しの議論に対しては、率直に言って盛り上がりを欠いているなという感じをもっていまして、今もってその5人が時折集まって勉強しながら、どういうふうにアピールしていったらいいんだろうみたいなことを考えています。

そういった中で、世論が盛り上がりを欠いているということ自体、どこかでみんな気づいているのかなという感じがしています。私、申し上げたように、労働組合の世界に40年近く身を置いてきた立場からしても、日本の民主主義って、もどかしいなと、難しいなというところを常々感じてきていまして、今回、お声がけいただきました死刑制度についての議論も、何か通底してい

るところがあるなと思っています。今日もご説明があるのかと思いますけれども、世論自体は死 刑制度はやっぱりどうしても必要かなというふうに思っちゃうというか、いや、私自身、やっぱ りそんな感じで考えていたことはありますし、一歩踏み込んで深掘りしてものを考えるというこ とができていないというのが率直なところではないかなと思います。

そんな問題意識を持ちながら、一人ひとりの命に関わる本当に重大な問題ですから、しっかり と向き合って議論に参加していきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

●坂上委員 坂上香と申します。ドキュメンタリー映画監督をしております。「プリズン・サークル」という映画を5年前に公開しました。日本に唯一、受刑者同士が働きかけて更生を促すというプログラムを導入した刑務所「島根あさひ社会復帰促進センター」をベースにしています。

私自身の死刑との出会いというのは、1980年代です。アムネスティインターナショナルという活動に大学生のときに参画しまして、そのときの最初のキャンペーンが死刑廃止キャンペーンでした。当時はまだ死刑について、確固としたる考えを持っていなかったのですが、勉強していくうちに死刑を維持する理由がみつからなくなってしまいました。

10年後に、テレビ番組の制作に携わるようになり、「ジャーニー・オブ・ホープ」という番組を作りました。それはアメリカの殺人事件被害者遺族と死刑囚の家族が共に活動する MVFR という NPO の活動を追ったものなんですが、被害者遺族といっても、みんながみんな死刑に賛成するわけではないんだということ。それから、私たちが遺族というときの思い込み、そして死刑執行後に関する被害者に対する情報のなさみたいなものについて、気づかされました。

それから、日本で取材をしていくうちに出会った死刑囚と、番組は作らなかったのですが、20 年余り個人的に面会を続けました。死刑囚と死刑囚の家族と付き合う中で、死刑制度というのは 被害者遺族に対しても何の問題の解決にもならないし、死刑囚の家族にとってもとても大きな負 担になるということを実感しました。

私自身が痛感させられているのは、死刑という制度は、廃止にして終わりではないということ。 むしろ、死刑を廃止してからがスタートなんだと。死刑が存在しないからこそ、加害者に対して どういう働きかけを社会がしていくのか、被害者に対してどういう回復支援をしていくのかを具 体的に考えなくてはならない。日本では本当に被害者に対して冷たい制度であり、社会であると いうふうに実感してきましたので、そのことを踏まえながら今回、この懇話会に参加させていた だきたいと思っております。よろしくお願いします。

●**笹倉委員** 皆様、こんにちは。甲南大学の笹倉香奈と申します。私は刑事訴訟法の研究をしております。刑事訴訟法の中でもここ 10 年ぐらいは、特に冤罪の問題に興味をもって研究しております。10 年ほど前にアメリカに在外研究に行ったのですけれども、そのときに現地の「イノセンス・プロジェクト」という冤罪救済の活動に参加しました。非常に衝撃を受け、日本に帰ってきて同じような団体の日本版を立ち上げました。

死刑については、特に、手続的な観点からの研究をしております。きっかけのひとつは、日弁連が 2013 年にテキサス州に視察に行かれたときに同行させていただきました。テキサスは、まだ死刑が支持を得ている州なのですけれども、それでも死刑は特別な刑罰なのだから、手続的には「スーパー・デュー・プロセス (超適正手続)」が必要なんだということを聞きました、その後、死刑に関する超適正手続というのはどういうものなのかということを、研究をするようになったという次第です。

さきほど井田良先生もおっしゃったのですけれども、海外の方々とお話をすると、「日本ってま

だ死刑があるのか」とか、特に絞首刑だみたいなことを言うと、それで驚愕されるんですね。「日本はもっと近代的な国だと思っていた」と言われるんです。そういった経験からすると、後ほど少しお話しさせていただくんですけれども、やっぱり今の日本が世界でどのように見られているのかということは、意識する必要があるのかというのは感じているところです。個人的には冤罪や手続的問題にも興味もあるので、今の手続で本当にいいのかというところにも、もちろん興味を持って研究しているというところでございます。

設立趣意のところで、「十分な情報をもとに」というふうに言われたんですけれども、その十分な情報というのが、今の日本の死刑の議論には不足しているというふうに思っております。その点も懇話会の中でしっかりと勉強させていただいて、何かにつなげていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

- ●川村事務局長 ありがとうございました。では、ここで、今日国会がお忙しい中でご出席くださっていて、途中退席されます西村智奈美様にご挨拶お願いいたします。
- ●西村委員 ありがとうございます。私は、衆議院議員の西村智奈美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。衆議院に初当選したのが2003年でして、現在6期目、所属政党は立憲民主党というところになります。これまで関わってきた仕事は、外交であったり、厚生労働の分野であったり、実は、法務関係の委員会には所属したことがありませんでしたけれども、今回、お声がけをいただいて、この懇話会に参加させていただくことになりました。

私自身は、国家が人の命を奪うということについて、かなり若いときとからというとあれですけれども、違和感をずっと持っておりました。そんな中で国会議員になったんですけれども、やはり政治家というのはどうしても世論の中で仕事をしなければなりませんので、今、世論がやはり死刑制度存置という答えが多いというところからすると、そういった世論と自分の気持ちや考えと、どうやってすり合わせて、どういった発言ができるんだろうかというふうに思いながら、20年近くは本当に目の前の仕事に追われて、実は死刑制度の議連には初当選のときから、そのときにあった議連にも入っておりましたし、2018年の議連にも今も入っているんですけれども、なかなか本当に腰を落ち着けて取り組んでくることができなかったという反省がございます。

今回は、本当に錚々たる先生方、また、ご経験のある方々いらっしゃいますので、虚心坦懐に勉強させていただいて、私自身がその気持ちの中で、何を申し上げることができるか、これは自分自身に対しても大きな試練だと思いながら、参加をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

- ●川村事務局長 ありがとうございます。では、戻りまして、佐藤大介様、お願いいたします。
- ●佐藤委員 皆さん、こんにちは。佐藤大介と申します。今、共同通信の編集委員と論説委員を兼務しております。私は、編集委員としては国際系が中心で、あとは死刑に関する記事も書いているところなんですけれども、私が死刑制度について関心を持ったのは中学生のところでして、1980年代、日本で死刑囚の冤罪が相次いだ頃ですね。それで関心を持って記者になるのですが、記者になったのは1995年、それはオウム真理教の事件が起きたときで、世の中が非常に厳罰化の方向に行っていました。

その中で、罪と罰というのはどういうものかというのが自分の中でテーマだったんですけれども、1つ大きく考えるきっかけになったのは、私、2008年にソウルに留学を会社の制度でしていまして、そのときに、韓国がちょうど死刑を最後に執行してから10年ということで、事実上の死刑廃止国になったということで、記念式典が行われたんですね。そこに私も行ったんですけれど

も、まだご存命だった金大中元大統領がいらっしゃって、韓国がこれで民主主義国家として堂々 と胸を張ることができる、国際社会の一員となったんだということをおっしゃったのを非常に覚 えています。

そのことをレポートに雑誌にも書いたんですけれども、これはまだ知られていないことで、あの韓国が死刑をやっていないんだというふうな印象を持ったと。私、その後、韓国の特派員とインドの特派員を大体4年ずつやったんですけれども、その間も死刑というものの扱い方については、1つのテーマでした。

その後、帰って日本にいるとき、調査報道部にいたときに、特別報道室というところで調査報道部になったのですが、アメリカに行って死刑囚にインタビューをしたり、各国の死刑制度の比較をしていたんですけれども、やはり日本の死刑制度を取材して思うのは、日本の死刑制度の閉鎖性なんですね。つまり、情報を公開しない。私、最近書いた本にも、これは私は死刑、反対・賛成というよりも、まず主張していることなんですけれども、議論するからには情報がないといけない。先ほど笹倉さんがおっしゃったように、この懇話会の目的のように、十分な情報をもとに活発な議論、やっぱり十分な情報がないと議論もできない。

日本では8割支持していると言っていますけれども、その8割の人は何をもって支持しているかというところは、やはりちょっと明確ではないと思います。法務省の方に聞いても、お答えできないということの連発で、じゃあなぜお答えできないのかというところもお答えできない。なかなか前に進まないんですね。ですから、そういったところのまずきちんとした情報がどこまで聞けるのか。出せない理由はなぜなのか。そういうところから議論を重ねていって、賛成・反対のポジショントークではない具体的な議論ができればと思っています。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

●中本委員 私、2016 年、2017 年に日弁連の会長をしておりました中本和洋といいます。私がこの死刑問題に関与したのは、2011 年に日弁連の副会長をしておりまして、そのときに、死刑についてどのように日弁連は対応していくか。このときの人権大会は高松で開かれる人権大会でございまして、そのときにどのような宣言を出すべきかということで、理事会で大変もめました。特に死刑制度廃止をするという主張をしている人権関連の委員会からは、もう死刑制度廃止すべきだという宣言をすべきだという強い意見が出ましたが、一部の委員の中には、まだまだこの議論が高まっていないと。例えば死刑に代わる制度をどうするかということの議論がまだできていないじゃないかということで、そのときは残念ながら死刑制度を廃止ということを日弁連の人権大会で宣言することができませんでした。

そのときの宣言の内容は、死刑のない社会が望ましいとはしているのですが、死刑廃止には代替刑の検討課題が残されているとして、死刑廃止についての全社会的議論を直ちに開始することを呼びかけようという宣言がありました。2011年から人権関係の委員会、死刑に関係する委員会がずいぶんシンポジウムとかいろんなところで呼びかけて、この問題について喚起をしたのですが、残念ながらそれほどメディアも取り上げてもらえなかったし、盛り上がらなかったと。

そうこうしているうちに、私は2016年の会長に立候補するに当たりまして、いろいろと各ブロックに演説をしに、自分はこういう考えを持っているということで、こういう考えで会長になりたいんだということをいろんなところでお話しするのですが、そのときに、一様に、死刑制度についてどう考えるかということの質問を受けました。私はそれまでは、死刑については、ある程度どちらかよく分からない面もあって、明確な意思表示ができなかったのですが、その中でいろ

いろ自分で勉強しているうちに、やはりこれは日弁連、日本最大の人権擁護団体である日弁連が 死刑制度について意見を表明しない限り、社会的議論というのはなかなか起こらないのではない かということを私もいろんな人からそういう示唆も受けたし、私自身はそう思いました。

私が会長になったら、この死刑問題については、やはり意見を集約して、宣言をしなければいけないと、こういうふうに思いまして、2016年の福井宣言という宣言に至ったわけですが、実はこれもなかなか簡単な議論ではなくて、理事会では何回も議論して、反対意見もたくさんありました。いろんな角度から反対される。被害者の支援をする立場の方が強く反対をされたのもよく覚えております。そういうこともあって、宣言の中には被害者支援という言葉もずいぶん入れて、何とかかんとか、全会一致ではなかったのですが、これはちゃんと数をかぞえて、何対何というところまでやって、理事会で福井宣言に持ち込みました。

福井宣言の人権大会においても、大変な議論になりました。前夜には、今まで来たこともない外国のメディアが来て、大会の宣言についていろいろ質問されました。だいたい人権大会で海外のメディアが来ることは私も経験ないのですが、そのときは海外のメディアもたくさん来て、小さな部屋がメディアでいっぱいになるという状況でした。

本番の人権大会でも、ずいぶんこの議論があって、反対意見もずいぶん出て、それでも何とか数を数えて、何対何という形で議決に至りました。その後、この宣言というのは、2020年を目処に日本の死刑制度廃止しようという決議だったんです。2016年ですから、2020年まで4年しかなかったのですが、その間ずいぶん委員会でも活動を開始しております。私自身も居残りとしてこの死刑に関係する委員会の顧問という名前をいただいて、毎回この議論に加わっております。

私は、2016年のときにいろいろ自分なりに勉強してこの問題を考えたのですが、それから今日まで、もっともっと多角的な論点があるなと。なかなか1つの理論だけでこの問題を解決できないなと。いろんな論点があって、それをやはり自分なりの意見を持たないと、この問題を強く制度を廃止するとか、残すべきだということはなかなか言えないのではないかというふうに思いを持っています。

私は、いろんなところで講演を頼まれて、そのときに死刑制度について講演をします。地方公共団体の人権に関わる職員らを相手に、この人たちはずいぶん人権に関わる職務をしているのですから、死刑についてもかなり関心を持っているんだと思っていましたが、ほとんどよく分かっておられません。そういう地方公共団体の職員ですら、日本の死刑制度がどういうふうになっていて、どんな執行をされているか、日本の死刑囚が何人いるか、外国の状況はどうなっているか。ほとんど知識がない人がほとんどです。

もちろん、私の所属しているロータリークラブでもこういう話をします。そうすると、ほとんどの人がそういうことがあるのかと、ずいぶん皆さん情報が行き渡っていないということを実感されます。もちろん、そういう話をしても、死刑制度を残すべきだという人もいれば、直ちに今の話を聞いたら、私は死刑存置から死刑廃止に変わったといって、私のところに言ってきた人もいます。ですが、少なくとも情報を十分に行き渡らせないと、この議論はできないだろうと思っております。

そういう意味においても、この懇話会は、ずいぶんこの問題について造詣の深いというか、知識を私以上にたくさん持っている学者の先生もいらっしゃるし、メディアの方もいらっしゃるわけですが、こういう議論をやはり世の中に伝えていく、こういう議論をしているんだと、何がそこで議論になっているかということを知ってもらうことが、この問題について適切な対応ができ

るのだろうと思っているわけです。こういう懇話会をやることによって、一層メディアの方が注目されて、日本にはこういう制度があって、こういう問題があるということを知ってもらうこと。まずこれが私は懇話会で最大の目標ではないかと。もちろんこうやって議論して、皆さんとともにある一定の方向を定めるということが望ましいのですが、それより前に、こういう議論をして、こういう方々、各界からこんな方々が来て、こんな議論をしているということを知ってもらうことが、まず第一歩だと私思っていまして、それが世論の8割の方が死刑をやむを得ないと言っている人たちに、いや、そうでもないよねということを気づいてもらう、それが私は非常に重要だと思っております。

私もこれから半年間にわたっていろいろ議論させていただきますけれど、改めて勉強させていただいて、皆さんとともに検討して、ある一定の方向を目指したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●林委員 林眞琴でございます。私は、1983 年に検事に任官しまして、一昨年、2022 年 6 月で検事総長で退官しました。39 年間、検事としての仕事をしていたわけですが、そのうちの半分ぐらい、18 年間は法務省におりまして、法務省の中でも刑事法の基本法の改正に携わりました。最初は、平成17 年に監獄法の全面改正に携わりました。それから、一昨年の6 月には刑法、特に刑罰が変わりまして、懲役・禁錮をなくして拘禁刑に一本化するという改正がなされました。この監獄法の改正と、一昨年の刑法の改正は、非常につながっております。まず監獄法の改正は、それまでずっと法務省も監獄法の改正をしたかったんだけれども、3 度にわたり頓挫していた。それが名古屋刑務所の事件で刑務所改革が始まって、その一環として監獄法の改正ができたわけですが、この改正は刑罰の執行という場面で、改善更生を目指す教育的処遇を行う法的根拠を初めて導入する、そういった意味で画期的な法律だったわけです。

ただし、この監獄法は明治 41 年にできた法律でした。それが大正、昭和を経て平成まで生きていたわけです。一方で、刑法は、その 1 年前の明治 40 年の制定です。監獄法の改正のときに刑法の改正まではできませんでした。したがって、監獄法が改正されてからは、刑法のほうには全く教育的処遇、あるいは改善更生という目的がないのに、監獄法改正を改めた新しい法律の下では、刑務所において教育的処遇を行うというチグハグな関係になりました。そのチグハグさを埋めたのが一昨年の刑法の改正だったのです。

この2つの改正は、いわば、刑罰の在り方についての改正でありました。懲役というのは懲らしめの役です。懲らしめるという応報刑の色彩から、教育刑、あるいは改善更生の方向に向かう、こういった方向性をもつ大きな2つの改正に私は携わってまいりましたので、その観点から今回、この日本の死刑制度について考える懇話会というものに参加させていただくことにいたしました。私は、この死刑制度の問題は、いわば政策の選択の問題だと思っています。もちろん主張の中には死刑は憲法違反である、あるいは残虐な刑であるから廃止すべきであるという、マストの議論、廃止するがマストであるという意見があることは承知しておりますが、私はその主張に与するものではありません。今でも死刑の制度を存置することも政策選択の1つであると、こういうように考えております。

私は若い頃にフランスの日本大使館で勤務しておりました。フランスが死刑を廃止したのが1981年。実にその2年ぐらい前までは死刑を執行して、唯一ヨーロッパの先進国の中で死刑を存置し、執行していたわけであります。当時、フランスにおいても、おそらく死刑制度は国民の調査でも存続の意見のほうが多かったと思います。それが突然廃止になったのは、政治的なイニシ

アティブによるものでした。

これは結局、当時、ジスカールデスタンとミッテランが大統領選挙をたたかって、そのときに ミッテランが死刑制度の廃止というものを公約の1つに掲げて、その結果、勝利したものですか ら、それで任命を受けたバダンテールという司法大臣が死刑制度を81年に廃止したという、ある 意味、国民の選挙によって、また、政策の選択によって死刑が廃止されたと、こういうことであ ります。

だから、私は死刑制度については、選択の幅としては死刑の存置というのもあり得るし、法的にはあり得るし、また、もちろん見直しもあり得ると考えています。そうすると、私はこの会では、死刑廃止すべきだというマストの議論ではなくて、今後の日本にとって死刑制度を存置したままのほうがいいのか、あるいは見直しを加えたほうがいいのかという、どちらがベターなのか、こういった観点の議論に参加したいなと考えています。

最後にもう1つ、私としてはこの懇話会では、やはり犯罪被害者の視点に立った議論というものを必ず入れるべきだろうと考えています。といいますのは、もちろん犯罪被害者の方々、いろんな考え方を持っておられますが、かなり多くの方が、死刑という制度については、これに期待する、これを存続してほしいという意見を持っておられます。こういった人たちの意見というのは十分に前提としてこの懇話会でも議論すべきだと思います。もしその方々が、日本という国が犯罪被害者に冷たい国で支援が不十分であり、だからこの究極の刑である死刑に期待せざるを得ないという状況になっているとするならば、ここで死刑の見直しをするということであれば、やはりそういった犯罪被害者の方々が死刑に期待せざるを得ないような状況というものを同時に変えていくというようなことも進めていかないと、なかなかこの死刑の問題についての結論は得られないと思いますので、まずはこの懇話会においては、犯罪被害者の方々の考えというものをしっかりと把握して、それをもとに議論を進めていくというのが必要かなと、こう考えます。以上であります。

●藤本委員 中央大学名誉教授の藤本哲也です。刑事政策を専攻しています。

私自身はもともとこれから刑罰論の話もするでしょうが教育刑論の考え方から刑事政策を展開していますから、教育刑論の「罪を憎んで人を憎まず」という前提に立てば、当然死刑廃止という主張が出てくるのは間違いないと思うのですが、そのプロセスについては、またいろいろと、皆さん方と一緒に議論しながら、私の考えを確認していきたいと思っています。ただ、世界の近代国家の基本理念は、やはり「人間の尊厳」ということが基本にありますので、人間の尊厳ということを強調する近代国家において、当然に死刑制度は廃止されていくだろうと思います。また、事実そうなっていますし、死刑存置国であるアメリカもそうなっています。そういう国際的な現状を考えますと、我が国も将来的には死刑を廃止すべきだろうと思っています。

そこで、実は私は現役の頃、3年生の専門ゼミを30数年間担当していました。こちらのほうは「被害者なき犯罪」というテーマで、刑法の規制と個人の自由とのボーダーラインをどう考えるかということを問題提起して、ずっとゼミを運営してきました。その後、基礎ゼミと言いまして、1年生のゼミを担当しましたが、こちらはテーマを何にしようと悩んだ結果、やっぱり「死刑」がいいだろうということで、「死刑と安楽死」をテーマにして議論をさせますと、大学1年生で、高校を卒業したばかりの学生たちが死刑制度をきちんと勉強して、各国の死刑制度を正確に述べるんです。そのあたりから、実は徐々に法律に興味を持って、司法試験に挑戦する学生がたくさん出てきましたので、私のゼミは司法試験ゼミではないんですけれども、それでも私のゼミから

80 名近くの人が司法試験に受かっていますから、多分死刑というテーマが彼らに法律に興味を持たせるきっかけになったんだろうと思っています。

この死刑制度をどうするかということで、基礎ゼミではよく世論というのが問題になり、私も世論をどうするかということで、「80%が死刑に賛成だ」と言うのが常識となっていますが、そのときに学生たちに話したのは、世論、世論というけれども、我が国は世界でも珍しいケースとして、例えば810年の薬子の乱から、1156年の保元の乱までの346年間、我が国では死刑を停止していたという歴史的事実がある。こんな国は世界のどこにもないというふうに説明し、世論とは何かを考えなければならないことを強調して話をしますと、彼らはびっくりして勉強し始めるんですね。だから、今の世論が死刑に賛成だというとき、どういうふうな質問の仕方をして世論が出てくるのかというところが問題になると思いますけれども、我が国は歴史的に見ても決して死刑に対して廃止することに抵抗があるというわけではなくて、346年間、いろいろと問題点はあると思いますが、一応死刑を停止したという歴史を持っているという国柄からしますと、我が国の国民性というのは、決して死刑廃止に反対ではないと私は思っています。

ただ、その死刑を廃止するというときに、どこまで死刑廃止の代替刑を考えているかとなりますと、これは非常に悩ましい現状でして、私が「刑事政策概論」という本を書いたときには、一応刑法の全面改正に関する法制審議会の刑事法特別部会小委員会が作った第2次参考案において、死刑執行延期制度が提案されていましたので、それに従って、一応5年間死刑を延期して、その上で原則として無期刑に変えるという案を代替刑として提案をしたのですが、この提案では結果としては、少数ながらも死刑が残りますから、そのあたりをどうするかと迷っていましたら、日弁連の案を見ますと、かなり代替策の面でも考慮している点があると思いますので、これから日弁連の案を皆さんが議論するときにでも、私もその代替案に関する意見について、いろいろと述べたいと思っています。皆様方の意見を聞きながら死刑廃止が本当に私が思っているとおり、全面廃止までいけるのかどうかということを自分なりに解決したいと思って、この委員会に参加しました。どうぞよろしくお願いいたします。

- ●川村事務局長 ありがとうございました。大変お忙しい中、駆け付けてくださいました上田勇 様、自己紹介をお願いできますでしょうか。
- ●上田委員 今ご紹介いただきました公明党の参議院議員の上田勇でございます。今日は、ちょっと国会の方がバタバタしておりまして、遅れてきまして誠に申し訳ございません。ずいぶん前からご案内いただいて時間は空けておったんですけれども、ちょっとその日暮らしの面も多いものですから、ご迷惑かけたこと申し訳なく思っております。

私も今、この死刑廃止の議員連盟についても、平沢会長の下で、何人かいる会長代理を仰せつかっておりまして、この死刑の問題について、国会の中、議員連盟で議論というのは、もう思い起こしてみればずいぶん前から行われておりました。議連も会長が加藤紘一先生だったり、亀井静香先生であったり、そういった意味では非常に長い議論が行われてきてはいるのですが、いろいろと論点は整理をされ、代替刑の話であるとか、被害者に対する対応をどうするかというようなことも議論はしてきましたけれども、整理はされてきたのですけれども、なかなかそこから広がらない、進まないというのがこれまでの実情だったというふうに思っております。

その意味で、今日、こうやって懇話会、非常に幅広い分野の有識者の方々に参加をしていただいて、幅広い観点からこの問題について議論をするという機会ができたことは、大変な有意義だろうと思っております。これから、様々な議論がさらに発展することを大いに期待をしておりま

すし、私もまたお役に立てることがあれば、しっかりと貢献したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

ずっと、この政治の世界でも海外のリーダーというか、特にヨーロッパの関係の方々とお会いすると、日本とヨーロッパというのは、非常に価値観が近いという言い方をされます。でも、1 つだけ注文があると出てくるのが、この死刑制度の問題でありまして、何で日本はそんな民主主義で人権を尊重する国でありながら、死刑制度があるような野蛮な国なのかというようなことをしょっちゅう言われます。

もちろん、そのときには私は、日本の死刑というのは、そんな死刑判決が出るというのは、数は、例えば今やられている中国やサウジアラビアのような数が出ているわけじゃないし、その判決も非常に慎重に審理をされ、また、執行にあたっても非常に慎重な手続を踏んで行われているということで、日本の立場を擁護するわけでありますけれども、そういうのがとにかくヨーロッパからの見方なんだなということをつくづく感じております。

先日もちょうど数日前に、駐日ベルギーの大使からのお話があったときにも、そのときも、ほとんどのことは日本とEUというのはベルギー含めて意見が一致するんだけれども、ここだけが違うというようなことをおっしゃっておりまして、是非そういった点、世界がどういうふうに見ているかということも非常に重要だなということをつくづく感じているところであります。

もちろん、これはやっぱりこういう刑罰の制度というのは、国民の理解ということ、国民のコンセンサスということが非常に重要であることは間違いないと思いますので、この懇話会の活動を通じて、そういう議論が高まることを是非期待しているところでございます。

また、今日、こうやって懇話会のほうにお声をかけていただきましたこと、大変光栄に思っておりますし、全く力不足ではありますけれども、何かお役に立てることがあれば取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

●川村事務局長 ありがとうございます。

では、ここで本日ご欠席の岡野貞彦様から、文書でご挨拶をいただいておりますので、代読させていただきます。

経済同友会の事務局長を務めております岡野と申します。本日の準備会合と第1回会合は弊会の定例記者会見と重なっておりますため、欠席となりますこと、お詫び申し上げます。今般、本懇話会に参加させていただくことになりましたが、専門的な知見を持っておりませんので、経済団体の1人の役職員として本テーマについて、熟慮するよい機会として皆様から多くのことをご教授いただきたいと考えております。

司法関係につきましては、所属しております経済同友会では1990年代に司法制度改革を提言してまいりました背景から、これまでに法務省の法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会に参加するなど、企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に取り組んでまいりました。今般死刑制度を考えるにあたっての個人的な関心は、人権に関する社会の共通認識(perception)と死刑制度の関係です。経済団体の役職員の1人として1990年代から2000年代に多くの国際会議の場に立ち会いました。そこで感じたことは、人権に関する共通認識の国や地域ごとの違いが各国の法制度や社会規範といった制度の成り立ちに大きくかかわっているのではないかという視点です。日本国内で法制度や社会規範をめぐる議論で、幸福追求権や平等という観点を通して人権の根本的観点がしばしば議論されています。選択的夫婦別姓、ジェンダーの多様性といった問題もその一例と言えるでしょう。

一方、人権という観点から死刑問題を眺めると、刑を受ける者の人権と遺族を含む被害者の人権という2つの観点が提起されます。これが本懇話会の設立趣意書で指摘されている国際的潮流と国民の8割が死刑やむなしとする世論の背景にあることは言うまでもありません。私としては、各国の死刑制度の存廃と人権に関する認識の関係は、どのように見ることができるのか。また、日本の人権に対する社会認識から見て、死刑制度の存廃議論をどのように整理することができるのかといった観点から、本懇話会の議論が進んでいけば、世間に広く受け入れられる実りある成果が得られるのではないかと愚考しています。個人的に貢献できることは少ないと思いますが、皆様からのご教示で思考をめぐらせていきたいと思います。なお、あくまでも所属法人との関係ではなく、個人としての参加となりますので、よろしくお願いいたします。

公益社団法人経済同友会事務局長 岡野貞彦 以上でございます。

本日、ソウルからオンラインでご参加予定の戸松様がちょっとまだ接続ができていないようですので、座長選任後に自己紹介をお願いするということにいたしまして、ここで座長の選任をお諮りしたいと思います。

(6)座長選任

- ●川村事務局長 これまでの自己紹介を踏まえまして、座長として、どなたがふさわしいか、ご 推薦があればご発声をお願いいたします。はい、中本様。
- ●中本委員 中央大学大学院教授で前法制審議会の会長であられました井田良先生を推薦したいと思います。今日お手元に懇話会資料3というのがあって、これは私が提出したものですが、この中の11番目に井田先生の著作があります。「死刑制度と刑罰理論、死刑はなぜ問題なのか」と、こういう著作がありますが、これは非常にすばらしい本でして、私もこれを読ませていただいて、おおよそこの本の中には死刑制度の論点を網羅してありますし、また、分かりやすく刑罰理論を展開されています。

私が昔、刑罰理論で学んだのは、応報刑理論と教育刑理論という大きな対立の中で、通説は応報刑理論、これ、極端ならば実害対応型の応報刑理論というのが、これが死刑存置の趣旨根拠になっている。つまり、いわゆる目には目を、死には死をという、極論すればそういうことが応報刑理論なのですが、井田先生は、この刑罰理論を規範保護型の応報刑理論という、非常に先進的な理論を展開されておられます。これはどういうことかというと、規範保護ですから、人を殺すなという規範をも、これを破っちゃいけないんだと。被害者の死という実害ではなくて、そういう規範をやはり守るべきなんだと。これが応報刑の中でも規範保護という問題に焦点当てて議論されている。これは非常に私は分かりやすい理論で、先生のお話し聞いたときにずいぶん感銘を受けました。そういう個人的な感銘を受けたこともありまして、是非座長には井田先生になっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●川村事務局長 ありがとうございます。今、井田良様を座長に推薦するという声がありましたが、他のご推薦ありますでしょうか。

ないようですが、井田良様、座長をお引き受けいただけますでしょうか。

●井田委員 はい、謹んでお引き受けいたします。

(7) 座長代行者指名

- ●川村事務局長 ありがとうございます。先ほどの申合せ事項にもありますとおり、ないとは思いますが、万万が一に座長に事故があった場合に備えまして、座長の代行者をご指名いただきたいと思います。
- ●井田座長 死刑問題についても大変業績のある笹倉香奈教授に、もしお引き受けいただけるならお願いしたいと思います。
- ●川村事務局長 笹倉様いかがでしょうか。
- ●**笹倉委員** 若輩者ではございますけれども、精一杯務めてさせていただきます。ありがとうございます。
- ●川村事務局長 では、全会一致で座長が選任され、代行者が指名されたということで、私の役割はここで終わりますので、座長と座長代行者は、前に席をご移動いただきまして、ここからは井田座長に議事進行をお任せしたいと思います。
- ●井田座長 座ったままで失礼いたします。学識、社会経験ともに大変豊かな錚々たるメンバーの先生方からなるこの懇話会で、議論の進行役を務めさせていただくのに、私などは力不足であり、到底、任に堪えずの感を拭えないのですけれども、せっかくのご指名でもあり、委員の先生方のご協力、そして事務局の皆様のサポートを得て、議論の進行役を務めてまいりたいと思っております。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(準備会終了)

■第1回懇話会

●井田座長 死刑制度の問題、これは永遠の問題であると同時に、その時々の時代環境の下で考えなければならない問題でもあります。それは法の問題であると同時に、哲学の問題であり、倫理の問題であり、また、国家論の問題であり、憲法の問題であり、政治の問題であり、文化の問題でもあります。そして、それは1人の人間だけで全体をカバーできるものでも到底ないと考えております。われわれ誰しも1つの分野では専門家ではあるかもしれませんけれども、他の分野については素人ということにもなります。この懇話会でも、そういう意味で、最初から自分の立場を固定して臨むのではなく、お互い自らの知見を提供しあう、また、お互いから学びあうということを通じて、死刑をめぐる議論をネクストステップへと引き上げていくことができれば、と思っております。その意味において、委員の先生方には是非ともご協力いただきたいと思っておりますので、心からお願い申し上げます。

本日、第1回目でございますので、死刑制度をめぐりどういう論点があるのかについて、共通の認識を持った上で、今後の議論の進め方について一定の見通しを得ることができればと思っております。

本懇話会においてこれから検討を進めるにあたり、委員の先生方にプレゼンをお願いするということもあるかもしれませんし、また、何よりもその分野、それぞれのテーマについて、外部の専門家をお呼びしてヒアリングを行い、それに基づいて討論するということも考えられます。なお、お手元にブルーの紙があると思いますけれど、これはあらかじめ事務局のほうで皆様に、ヒアリング対象者としてどういう方がよいかということをお聞きし、その結果をまとめたものです。そこで、どういうテーマを取り上げていくか、どういう問題に重点を置いて検討を進めるかということについて、本日は一定の方向性を定めることができればと思っております。そのための前提として、すでに委員の皆様にご案内あったかと思いますけれども、今日は2人の方に報告をいただき、委員の間で、死刑をめぐる論点に関する認識を共通のものにできればと考えております。

(1)報告(小川原優之弁護士)

- ●井田座長 まずは、日本弁護士連合会死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の小川原事務局長にお話をしていただきます。これは、「死刑廃止に向けた日弁連の取組」というお話ですけれども、そこにおのずと死刑をめぐる重要な論点が浮かび上がってくると思われます。小川原先生に、まずはよろしくお願いしたいと思います。
- ●小川原弁護士 今ご紹介をいただきました日弁連の小川原と申します。今日は、このような機会を作っていただき本当にありがとうございます。これから、「日弁連の死刑廃止に向けた取組」ということをご報告させていただきたいと思います。座ってお話をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先ほど、中本元日弁連会長のほうからも話がありましたけれども、日弁連内では死刑の存廃についての議論、激論がずっと続いてきております。日本には4万数千人の弁護士がいるわけなんですけれども、元裁判官であるとか、元検察官であるとか、ご家族を犯罪によって亡くされた方であるとか、そういう方もいらっしゃって、強く死刑の存置を望んでいる方もいらっしゃいます。

死刑の存廃について日弁連内で議論するときには、必ず犯罪被害者の声を聞くべきなんだということは繰り返し言われておりまして、私自身も被害者の会の方が、死刑の存廃についてのシンポジウムをやるから出席してくれという形で何回も声をかけていただいて、被害者のご遺族のお声を聞く機会がありました。

また、私自身、死刑確定者の再審請求を数件やってきたとか、あと、先ほどオウム真理教の事件のことが出ましたけれども、私は教祖の国選弁護人を務めておりました。その際に、被害者がどれほど悲惨な思いをされているのか。それを法廷で聞く機会もありましたし、その面で私は弁護人としては本来ならば反対尋問をすべきであったかと思いますけれども、なかなか反対尋問の言葉が出てこないというぐらい、やはり被害者ご遺族が死刑を望む気持ちというのは、弁護人の私から見ても自然な感情なんだなということを強く感じます。

ただ、そうであったとしても、やはり制度としての死刑制度というのは、やはり日本社会からはなくなっていくべきなんだということを強く確信しておりますし、これまで弁護士会の中で様々な議論がなされてきました。弁護士会として、先ほど出ましたけれども、死刑制度の廃止と、その廃止に伴う代替刑を提言しておりますので、それを皆様にご紹介して、今後の議論の参考にしていただければと思います。

まず、今日、パワポの原稿をお渡ししてあるかと思いますので、紙が配られておりますので、 それを見ていただければと思うんですけれども、まず、死刑制度について考えるにあたって、や はり先ほどから何回も出ていることですけれど、国際社会が死刑廃止に向かっているんだと。死 刑廃止国はどんどん増えてはいる。そして、事実上の廃止国を含めて 144 か国、いわば7割を超 えるような国がすでに死刑を廃止しているんだと。

そういう中で、特に主な廃止国というのが、いわゆる経済的な先進国であるという OECD であるとか、そういった加盟国の中で死刑の執行を相変わらず統一して行っているのは日本だけなんだと。ヨーロッパはベラルーシを除いてほぼ廃止している。北米でもカナダは廃止ですし、アメリカも 50 州の中 23 州が廃止している、3 州が停止している。2021 年以降は、米国連邦レベルでも停止している。廃止 10 年以上の事実上の死刑を執行していない事実上の死刑廃止という国も含めてではありますけれども、ほとんど 7 割以上が死刑を廃止している。

そういう中で死刑の存置国ももちろんあるわけなんですけれども、中国だとか北朝鮮だとかアフガニスタンとか、そういった死刑存置国のグループがあって、日本はまだこちらのグループに入っているんだと。こういう現状を日本の国民はどれだけ知っているんだろうかということも、重要な事実の確認として必要なことなんだろうと考えているわけです。

これは外交の場面でいろんな形で表れてくる。死刑の論点、様々にあるわけですけれども、私自身も弁護士としていろいろ関わっていると、逃亡犯罪人の引渡しの問題に直面する場合があります。ここにいろいろ書いてあって、これは資料を後で見ていただければ、どれほど日本から逃亡犯がいて、それが日本で海外に対して求めても、なかなか引渡しを受けることができないでいる。どうしてなんだということが、もちろん問われてくるわけなんですけれども、私自身、チェコから中国人が殺人事件を起こしている、その中国人たまたま日本にいたんですけれども、逃亡犯罪人の引渡し請求が東京高等裁判所で審理されることを受任したことがあります。そのとき、チェコ政府が出してきた資料の中には、チェコには死刑制度がありませんということが明記されているんです。

じゃあ日本から例えば逃亡犯罪人がいて、ヨーロッパに逃げましたと。7割以上の国が死刑廃

止している状況の中で、それらの国に逃亡犯罪人の引渡しを求めたときに、日本政府の出す文書に我が国は死刑を廃止しているんですよと書けるのか。書けないわけです。そうすると、日本はチェコには逃亡犯罪人を結局は引渡ししたんですけれども、日本がチェコに求めたら、引渡しに応じてもらえないのではないか。このことは、ここにもちょっと書いてありますけれども、法務省の関係者の方も、死刑を導入していることが日本で逃亡犯罪人の引渡しをなかなか受けられない。そういう論拠の1つになっているのではないかということがあると思います。それも皆さんによく考えていただきたいと思うところなわけです。

さらに、先ほどから世論の問題が出ています。世論調査の結果、8割の国民が死刑もやむなしと言っているじゃないか。これが死刑について、もう存置に決まったんだという論拠に使われる場面が多いんだと思います。ただ、情報公開は先ほどから指摘があるように不十分なままですし、我々が記録の開示を求めても、黒塗りでしか返ってこないわけです。そういう中で死刑制度の実態は、国民にはほとんど知らされていないじゃないかというふうに危惧されるところですし、政府の世論調査というのが5年に1回行われています。今年の秋にまた行われるだろうと。

ただ、政府は世論調査をやるともやらないとも言わないんですね。でも、恐らくやるんだろうと。5年に1回やるんだということの中で、その質問の仕方が死刑を廃止すべきであるというのと、死刑はやむを得ないという聞き方になっています。廃止すべきが9.0%で、死刑はやむを得ないが80.3%で8割を超える皆さんが死刑に賛成しているじゃないかというふうに報道される場面が多いわけですけれども、でも、普通の世論調査だったら、死刑に賛成、どちらかといえば賛成、分からない、どちらかといえば反対、反対とか、価値中立的な質問事項をもとにして世論調査があって、それで国民の意思を問うんだということだと思うのですが、死刑は廃止すべきであると死刑はやむを得ないというこの二者択一では、必ずしも価値中立的とは言えないので、死刑存置へと誘導的なのではないかというふうに日弁連では考えているわけです。

そして、この質問をさらにサブクエスチョンという形なんですけれども、8割の皆さんが死刑をやむを得ないんですよとしている中でも、状況が変われば将来廃止してもよいという方は、約40%ぐらいいらっしゃるんですね。さらに、仮釈放のない終身刑を導入すれば死刑を廃止するほうがいいと回答した人も35%ぐらいいる。そうすると、必ずしも8割を超える人が死刑もやむなしと言っているんだから、もうこれ以上議論する必要もなくて、死刑存置でいいんだということではなくて、死刑については世論ではなくて、いわば公の議論、公論をする必要があるんだと。

そして、先ほど、林先生のほうからお話がありましたけれども、ヨーロッパでは実際には世論調査の結果で死刑を廃止しているのではなくて、フランスの例が先ほどあげられましたけれども、フランスで死刑が廃止されたときも死刑支持が62%ぐらい。それにも関わらず政治的な決断として死刑が廃止になっていっているわけです。

日本の政府は、日本というのは人権を擁護している民主主義国家なんだということですから、 法の支配の普遍的価値を世界に行き渡らせるんだという司法外交というのを掲げているんですけれども、我々が聞いているところでは、なかなかそれが進まない。私が聞いたところでは、アフリカのある国の方から、でも日本は死刑を存置しているじゃないですかということを日本政府の方が指摘されたということも聞いていて、司法外交を進めるといっても、死刑制度を存置したままではなかなか難しい状況なのではないかなと思えるわけです。

死刑は、何で廃止しなければいけないのかというか、むしろ世界の主な国でなぜ死刑が廃止されてきたのか。それも考えていただきたいと思うんですけれども、やはりそこでは命、生命、そ

れを基本的人権の中核的な価値なんだと。その中核的な価値を国家が侵害するということについて、やはり世論調査の結果とはいえないにしても、政治家のリーダーシップの中で死刑の廃止が進んできている。

あと、日本国憲法という憲法も当たり前ですけれども、基本的人権の尊重を最大の価値と置いているわけですから、やはりこの日本国憲法の解釈、今日資料として古い最高裁判所の判例も配られてはいますけれども、やはり現時点で日本の人権の状況とかいろいろ考えれば、やはり憲法が禁止する、憲法の価値観に反する刑罰ではないのかということも十分考慮していただきたい。

すでに死刑確定から再審で無罪になった事件が4件もありますし、現在も袴田事件が再審の審理中で、今我々が聞いているところでは、審理中ではあるんですけれども、年内に判決が出るだろうと聞いているわけです。ですから、まさに国民の中で死刑の問題を考えるいい機会になっているんだと思えるわけです。

そこで、またもう1つ誤判の危険性ということも考えていただきたいと思います。冤罪と言っているのは、本当はやっていないのに、やったとして死刑判決を受けたという方が典型例としてあげられているのですけれども、そうではなくて、本当に殺人か何かを犯してしまった。でも、その人について、一審で死刑判決が出ている例、たくさんあるわけですし、裁判員裁判で死刑になっている例があるわけですけれども、それが高等裁判所で破棄されて、無期懲役になっているのが7件もあるわけですね。

そうすると、死刑か無期懲役かというのは、我々弁護士も最大限努力するし、裁判官も努力するし、検察官も努力していると思いますけれども、それでもこういうブレがあるんだと。そういうブレがある制度をどうするんだと。再審請求中の執行が増加しているということもあります。私も何件か再審の担当をしてきたことがあるのですけれども、やはり会うと、自分が捜査段階から主張してきたことを弁護士がよく聞いてくれなかったんだと。捜査官がよく聞いてくれなかったんだと、そういう中で、じゃあこれも主張してほしい、あれも主張してほしいということで再審請求をしても、いったん調書が出来上がっているとか、判決が出ていると、それがすごく難しい状況にあります。そういう中で死刑の執行が行われている。そういう例もあるわけですから、これをどう考えるか。また先ほどから申し上げているように、国際社会が次々と廃止している。それが重要な外交の障害になっているんじゃないか。

そして、日本に対しては、先ほど上田先生からもお話がありましたけれども、国際的な批判というか、先ほどはベルギーの大使からのお話がありましたけれども、我々もイギリス大使であるとか、いろんな方から、何で日本はまだ死刑存置のままなんだという指摘を受けることがままあるわけです。

そして、死刑がないと、犯罪の抑止を維持できないんだと思っていらっしゃる国民の方も多いかとも思うんですけれども、この抑止力というのは極めて疑問があるところで、科学的にあるともないとも立証されていないんだと言われているわけなんですが、それにもかかわらず世論調査とかをすれば、死刑があるから犯罪が抑止できているんだろうと。死刑がなくなれば犯罪が増えるんじゃないかと思っていらっしゃる国民の方も多いわけです。だけども、それは科学的に立証されていることではありませんし、犯罪抑止力は極めて疑問なばかりか、むしろ死刑になりたいんだという理由で罪を犯す人もままある。そういうことをどう考えるのか。

それと、先ほど、林先生のほうからお話がありましたけれども、刑法が拘禁刑、今までの懲役 禁固から拘禁刑に一本化されました。これは単純に言ってしまえば、応報、懲らしめから更生へ の道なんだと。そういう中で考えたときに、死刑というのはこの刑法改正の延長というか、流れ に合わないのではないか、そういう観点もあり得る。そこをまた考えていただきたい。

そして、犯罪被害者支援、これも非常に重要な問題ですし、死刑廃止と被害者支援は、いずれも民主主義社会の重要な課題なのであって、この2つを対立的に捉えない。それも重要なことなんだろうと思っているわけです。これは、関係者、被害者のご遺族の努力があって、被害者給付制度が整ってきてはいますけれども、まだまだ不十分なんだと言われている状況にあるわけです。そういう中で日弁連の中ではずいぶんな激論を交わしてきましたし、今も交わしているんですけれども、死刑制度は廃止されるべきなんだ。ただ、やはり代替刑の提案がないと難しいんだと。これはやっぱり国民世論の問題もありますし、先ほど申し上げたように、世論調査の結果、35%の方は仮釈放のない終身刑を導入すれば、死刑の廃止を許容するのではないかと言われているわけですから、やはり日弁連としては、死刑の廃止に合わせて終身刑、今も無期刑というのがあるわけです。ただ、無期刑というのは制度として10年を超えたら仮釈放になりうるんだという制度になっているわけです。これを仮釈放のない終身拘禁刑を死刑の代わりにするんだと。

ただ、そのときに例外的にせよ、仮釈放のある無期刑への特別減刑手続制度も合わせて日弁連では提言しているわけです。これは、改悛の状が顕著で、一定の要件の下、仮釈放のない終身刑を言い渡されて 15 年、または 20 年が経ったら、通常の無期刑へ減刑する。裁判所の許可があれば減刑してもらえるという制度にしたらいいんじゃないかという提言です。

それともう1つは、受刑者の処遇をどうするのか。それが非常に重要なんだということを提言しているわけです。この日弁連の提言についても、ご検討いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

- ●井田座長 小川原先生ありがとうございました。短い時間で、死刑の存廃をめぐる、本当にほとんど全ての論点について、語っていただいたという気がいたしました。今日は、これに基づいて議論するということではありませんが、何かご質問はございますか。お願いします。
- ●金髙委員 小川原先生どうもありがとうございました。いずれも重要な論点だと思って聞いておりました。質問ではないのですけれども、資料の記載について、一言申し上げたい。2ページ目の死刑制度と外交問題のところの下段ですね。逃亡犯罪人がどのぐらいいるかという数字が出ています。これは恐らく間違いない数字だと思うんです。犯罪白書からだと思いますし。それから海外から何人引渡しを受けているのかという数字も、これ私も白書にあたりましたけれども、そのとおりなんですね。

ただ、犯罪白書にはこう書いてあるのです。海外からの引渡者数が0人、0人、2人となっている他に、逃亡先の国に対する強制退去や国外犯の処罰等の運用要請等の取組みを進めていると。 実際に、強制退去によって引渡しを受けている人数はこんなものじゃないわけですよ。先生がお示しになった犯罪白書の数字は、海外逃亡人引渡条約を結んだ国からの、条約を使って引渡しを受けた者の数だと思うんですね。2か国しかありませんし、大体アメリカとか韓国に逃げているのはそんなにはおりません。東南アジアに逃げるのが多い、中国に逃げるというのも多いですね。

この資料の記載だとこれしか帰ってきていないのかと思われてしまいますが、警察白書を読むと、令和4年中は52人、うち外国人17人、令和3年中は28人、うち外国人11人、令和2年中は61人、うち外国人26人、令和元年中は84人、うち外国人46人、平成30年中は113人、うち外国人64人の引渡しを受けて検挙したと、こう記載されています。強制退去の要請をして引渡しを受けた被疑者を含むとこういう数になります。お示しの資料では、いかにも海外逃亡が逃げ得

になっているような感じがしますが、実際はそうではありませんので、誤解のないようにお願い したいと思います。

- ●小川原弁護士 ご指摘本当にありがとうございます。その点、十分検討させていただきたいと 思います。ありがとうございました。
- ●林委員 私もこの論点設定については、全く異存がありません。特に死刑制度の外交問題というのも取り上げているのは、正しいと思います。ただ、今、金髙委員が言われた部分の中身については、あえてこのことを外交問題として取り上げるべきなのかどうかという疑問を持っています。というのは、もともと私、先ほど死刑制度を存置するのか、むしろ見直したほうがいいのかは政策の選択問題、だから、よりどちらがベターなのかという議論をしたいと申し上げた。そのときに、私はちょっと言い落しましたが、ベターかどうかを刑事政策だけの判断の中で議論すべきではないと私は思っていまして、むしろ日本の外交問題に死刑制度の存続がどのような意味合いを持っているのか、そういうところも議論すべきだと思います。

そういった意味で死刑制度と外交問題という論点を入れるのは非常によろしいと思います。そのときの外交問題というのは例えば民主主義とか、人権を守る陣営の国として日本の国際的なプレゼンスが、死刑制度の存続によってどのように見られているのかという、もうちょっと幅広いことについても議論したほうがいいと思いまして、そういった意味では今後、例えばイギリスの大使とか、そういう人たちに来てもらって話を聞くというのは非常によろしいと思います。外交問題というものに犯罪人引渡条約で死刑制度が支障になっているというような刑事法の世界の問題だけをここに論点としてあげるというのは、むしろそれは狭すぎて、もっと広くとらえていいんじゃないかと思います。

(2) 報告(笹倉香奈座長代行)

- ●井田座長 ありがとうございます。大変率直なご意見いただいたと思っております。今日は議論を深める時間はございませんけれども、こういう形でご遠慮ないご意見をいただけると大変ありがたいと思っております。今日、時間の関係もありますので、続いて、現在の国際動向を学ぶということから、特にこの問題についてお詳しい笹倉委員に、15分ぐらいで死刑をめぐる国際状況というテーマでお話をいただきます。どうぞ、お願いします。
- ●**笹倉座長代行** 笹倉でございます。簡単にお話ししたいと思います。先ほどの、小川原先生の プレゼンとちょっと重なる部分ございますので、そのあたりは飛ばしてお話しできればと思いま す。

死刑をめぐる国際状況ということで甚だ僭越ではありますが、今までも出てきたお話ではございますけれども、世界全体の状況、ヨーロッパ、アジア、アメリカ、そして最後に日本ということでお話しできればと思います。

1947年の段階では、全面的な死刑廃止国は8か国でしたが、廃止国はどんどん増えまして、2022年には112か国、事実上の廃止国等を含めると144か国です。以下、アムネスティが2023年5月に公表した死刑の状況についての統計に基づいて、今日はお話しさせていただければと思っております。

このように、廃止国の数が右肩上がりに上がっているということになります。先ほどから出てきております数字ですね。法律上、事実上の廃止国が144に対して、存置国は55です。144の中

でも全ての犯罪に対して廃止している国が 112、事実上の廃止、これは「過去 10 年間に執行がない」とアムネスティでは定義していますけれども、それが 23 か国あります。

このようになっているわけなんですけれども、このうち、死刑を執行した国も 55 か国あるわけではなくて、55 か国のうちの 20 か国であるということになります。2021 年は 18 か国で、それより 2 か国増えて、20 か国あったということです。執行数の上位 5 か国は中国、イラン、サウジアラビア、エジプト、アメリカでした。

2022 年に死刑を執行した国と件数を見てみますと、日本とアメリカを除く執行国がどのような国々なのかということは、ここから一目瞭然です。日本とアメリカがありまして、その他は中国であるとか、北朝鮮であるとか、民主主義ではありませんし、独裁制を採用しているような国であるということになるわけです。

これに対しまして、ヨーロッパなどでは、ご承知のとおり、全面的に死刑が廃止されています。 1983年には欧州評議会によって欧州人権条約第6議定書というのが採択されました。1989年には、欧州評議会の加盟条件として死刑が廃止されるということを課すことになり、2002年にはあらゆる状況の下での死刑の廃止に関する第13議定書が採択されました。つまり、戦時においてなされた行為についても、死刑廃止をしましょう、全面的に死刑廃止しましょうということです。

そして、ヨーロッパは世界に先駆けて、世界的な死刑廃止のために様々な取組みをされている というのは、皆様ご承知のとおりだと思いますし、是非、ヨーロッパの関係者の方も懇話会でヒ アリングをできればと思っています。

さて、細かく見ていきましょう。ドイツでは 1949 年、フランスでは 1981 年、イギリスでは最終的には 1998 年に全面的に死刑が廃止されました。先ほど、林先生からご指摘がありましたけれども、フランスではミッテラン大統領のもと、バダンデール司法大臣をはじめとする政治家の強い意思によって死刑が廃止されました。その他の国も見ても、やはり政治家が廃止に向けての主導権を持っていたというのは共通して言えるかと思います。なお、ロシアも事実上廃止ということになっておりまして、現在、ヨーロッパではベラルーシのみが死刑を存置しています。

アジアに目を移してみますと、韓国では 1998 年以降に死刑執行がありません。もう 20 年以上執行がないので、事実上の廃止国ですね。台湾は、死刑を存置、途中で執行していない期間も結構あったんですけれども、執行も最近ではしております。ただし、台湾は、国際人権の状況に鑑みて、長期的には死刑を段階的に廃止するということは表明していますので、そういう意味では日本とは違うかなと思います。

最近ではマレーシアが少し話題になっていますが、2018年に死刑執行の停止が行われ、その後、昨年の4月にこの犯罪については必ず死刑を言い渡すという必要的死刑制度が廃止されました。そして、現在、すでに死刑判決を言い渡された1,300件の事件の全ての事件について、量刑の見直しが行われているといいます。その他、アジアでカンボジア、ネパール、東ティモールなどでは死刑を廃止しているということになります。

これに対して、中国や北朝鮮では死刑執行数さえ不明のままでして、このような中で日本はアジアの中でどこに位置するのかということは、やはり考えなければいけないかと思います。

ということで、日本とアメリカのみがG7の中で死刑を存置し、執行を続けています。日本は、 昨年は執行なかったですけれども、執行をほぼ毎年続けてきていたことに鑑みますと、アメリカ はどうなっているのかということを見ておく必要があるかと思います。

死刑情報センターの最新の統計によれば、アメリカでは90年代の後半には、非常にたくさんの死

刑判決が言い渡されていましたが、昨年は21件ということになっています。激減しているということが分かります。死刑執行数を見てみましても、1999年に98件で、最大の数の執行が行われましたけれども、23年には24で、これも4分の1に激減しています。

アメリカは、州ごとに廃止・存置を決めていますが、廃止州は増加する一方です。現在、50 州中、23 州とコロンビア特別区が死刑を廃止しており、そしてその他にも州知事によって死刑の執行停止をしている州が、2011 年以降に8 州もございます。このうち2 州は、すでに死刑を廃止いたしましたので、現在は6 州でモラトリアムが行われています。さらに、連邦政府も2021 年に執行の停止宣言をしております。まとめますと、死刑の法律上の廃止州と執行の停止州を合わせますと、50 州のうち29 州、つまり半数以上が廃止方向に向かっているというように言えるかと思います。

なお、存置州であったとしても、実際に執行している州はごく一部にすぎません。アメリカ 50 州のうち、過去 10 年間、死刑執行のない州は、廃止州も含めますと 37 州、5 年間で見ますと 39 州です。また、2022 年に死刑を執行した州は6 州のみ、23 年には5 州のみ。5 州しか死刑を執行していないということです。執行州の顔ぶれは毎年あまり変わらないので、アメリカの存置州の中でも実際に死刑をすごく使っているという州は、非常に減ってきているということになるわけです。

先ほど来、世論のお話も出ています。ギャラップ社の世論調査の結果によれば、一番死刑に対する支持が多かったのは1990年代でした。このときには、80%の人が「殺人の事件について、有罪判決を言い渡された人に死刑を言い渡すべきか」という質問に対し、イエスと答えていました。この数字は、去年の10月には53%に激減しています。

そして、これに対して「言い渡しません」と答えた人は、16%から44%に増加しています。大体数字が拮抗しているということで、ここも世論の大きな変化があります。

あまり詳しくお話し今日する時間がないのですけれども、なんでこのように死刑制度が衰退しつつあるのか。幾つか複合的な要因が重なっています。特に指摘できるのは、冤罪の「発見」というふうに言いましたけれども、1989年以降、DNA鑑定などを使って、これまでの冤罪事件を晴らしていった結果、死刑情報センターの数字によれば、196件の死刑確定者が雪冤されているといいます。

この30年ほどに雪冤事件というのが、かなり大きく取り上げられたことによって、死刑は不可逆的な刑罰である、誤りは本当に許されないのではないかということが社会にも広がっていき、そして、先ほど申し上げました死刑の衰退につながっていったのではないかと思います。

アメリカでは、死刑事件に対しては特別な手続保障が必要であると言われています。スーパー・デュー・プロセスと言われます。特別の手続保障として、憲法上必要なものと州ごとに必要であるとされる手続があるわけですが、これにより、死刑事件を扱うためには、非常にコストがかかると言われています。例えば、カリフォルニア州の試算で言いますと、大体1件の死刑事件を扱うのに、100万ドルのコストがかかるとされています。

しかも、2010年代頃から、執行が失敗する例というのがたびたび報道されるようになりました。 例えば薬物注射による執行がうまくいかなかったと。最終的に死刑確定者が30分以上もがき苦し んで心臓発作で亡くなったというような例がございまして、そのようなことが報道されることに より、社会には衝撃が広がりました。

また、以前よりアメリカの死刑については、人種差別的な適用が行われているのではないかと

いうようなこともございまして、このようなことを総合しまして、死刑をめぐる議論や世論の変化があり、そして、保守派の中でも死刑に反対する者が増加したというような状況がございます。

以上、簡単に世界的な状況、そしてアメリカと日本が先進国と言われる国の中で、そして民主的な国の中では死刑を存置しているが、アメリカは全然状況が違うんだということ。ということは日本だけなのではないかということです。世界的には死刑が衰退しているのは明らかですし、日本が現在どのような国々と同じような立場にあるのかということは認識すべきだと思います。日本と同じような立場にあるアメリカでも様々な動きがあるというようなことは、やっぱり押さえておく必要があると思います。

なお、アメリカでは、先ほど佐藤さんもおっしゃっていましたけれども、情報の公開が非常に進んでいます。死刑の情報をしっかりと発信し、それを国民的に議論するということによって、様々な動きが生まれているのではないかと思います。少なくとも、このような形で理性的な議論と現状の検証をするということは、不可欠ではないかなというふうに思っております。

ということで、大変簡単ではございましたが、ご清聴ありがとうございました。

- ●井田座長 大変なスピードで世界一周してくださったと思います。ありがとうございました。
- ●川村事務局長 事務局から失礼いたします。自己紹介が途中になっておりました。国会でお忙しい中、先ほど、平沢勝栄様が駆け付けてくださいましたので、自己紹介をお願いいたします。
- ●平沢委員 遅参して大変申し訳ございません。今日は予算委員会の公聴会が開かれていまして、また、それに合わせて政治倫理審査会もご案内のとおり、開かれていることもありまして、遅くなりましたことをお詫び申し上げたいと思います。

私は、金髙さんと同じ、もともとは警察庁でございまして、27 年間、警察庁に勤務しました。 その後政界に転じまして、政界のほうは 28 年になります。 1 年警察庁時代より長くなりました。 いずれにしましても、皆様方にいろいろお世話になりまして、心からお礼申し上げたいと思いま す。

政界には、いろんな議連がありますけれども、その中の1つに死刑制度を考える会という議員 連盟がありまして、それにはずっと入っていまして、加藤紘一さんが会長のときは、私が事務局 長もやらせていただき、いろんな代替案なども考えさせていただきました。国会の議員連盟は、 選挙で当選する人と、落ちる人が多くいるものですから、うまくまとまっていろんな仕事を継続 してやることが難しかったといえます。しかし、今回だけは結果をしっかりと出すべくやらせて いただければと思います。

今お話を伺っていまして、去年、イギリス大使のロングボトムさんが杉浦正健さんのお祝いの会に来られまして挨拶されましたが、そのときの挨拶が印象に残っています。何と言われたかというと、日本が死刑をこのまま続けていれば、日本とイギリスの関係は、これ以上は絶対よくならないと。えらい力を入れてその部分は言われまして、それはどういう意味かということを、私はロングボトムさんのところに行って聞きました。その後、議員連盟で会合を持ちまして、その会合にロングボトム大使に来ていただいて、お話ししてもらいました。いろいろ細かいこと言われましたけれども、この話、時間ありませんので、またいずれこの会でロングボトムさんをお呼びになることがあるんだろうと思いますので、そのときにお聞きになられればと思います。

いずれにしましても、この問題は難しくて、地元で地元の人に「私は死刑反対だ」と言ったら 選挙に落ちてしまいます。これは間違いないです。いずれにしましても、そのぐらい厳しい問題 でございます。ですから、この問題は国会議員にとっては一種のタブーというか、あまり触れな いほうがいい問題ですけれども、しかし、逃げるわけにいかないので、この問題にしっかり取り 組んでいかなければいけないなと思います。

先ほど、いろいろ発言がありまして、死刑の多い国、少ない国というのが出ていましたけれど、 1つだけ言わせていただきますと、これは国の中にはアメリカや日本はそんなことないですけれ ど、国によっては、死刑はやっていないけれど、別のところで暗殺みたいなことを平気でやって いる。こうなったら死刑以上に問題になってくるわけです。したがって、死刑だけを検討すれば いいのかどうか。そこはやっぱりよく考える必要があるのではないかと思います。最近のロシア のケースだって、何となく暗殺らしいなと誰だって思っているわけです。だけど、あれは死刑で はありませんので、リストアップされないわけです。

ですから、そういう対外的に発表している数字じゃなくて、実質的にどうなのかというところまでいかないと、本当に国民の皆さんのご理解を得ることは難しいのではないかなと思います。いずれにしましても、皆さん方の末席でこれから勉強させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

●川村事務局長 ありがとうございます。

それから、先ほどオンラインでご参加予定と申し上げました戸松義晴様ですが、海外から Zoom 接続の制限がかかって参加できないということでしたので、伝言を承りましたので、ご紹介させていただきます。

「本日の懇話会の設立にあたりまして、ご招待いただき誠にありがとうございます。当協会は 数年にわたり、日本の死刑制度について、仏教的視点から考えてきました。死刑制度が仏陀の教 えと相容れないことは明白であると意見表明をしています。当協会は、公益財団法人であり、政 治的中立性を保つため、死刑制度に賛成・反対と表明することはできませんが、仏陀の教えと相 容れないことは明白です。それに基づき、仏教徒の皆さん、社会全体で死刑制度について、特に 命の尊厳という視点から考える機会になるとありがたいです。また、死刑制度は、国際的問題で あり、他の仏教国で死刑を執行している国がないことを考慮しないといけません。」ということで す。

ありがとうございます。

(3) 今後の進め方について

●井田座長 それでは予定された時間まで、あと 10 分を切りましたので、今後の議論の進め方に ついてご相談申し上げたいと思います。私のほうから概括的なご提案を差し上げて、ご意見を伺 うという形でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。この秋に一定の提言をまとめることを目指すということになりますと、 特に重要なテーマを選んで集中的に議論する必要があると思います。

大きくまとめると、4つのテーマがあるかと考えます。まず1つ目、今、笹倉委員がすばらしい概観を見せてくださいました。国際動向ということで、海外の国々が死刑についてどう考えているのか。そして、日本の死刑制度をどう見ているのかという問題。また、我々がその中で、どう考え、また諸外国に向けてどう説明していくのかというテーマがまずあるだろうと思うのです。また、そうした検討の中で、死刑を廃止した国が、凶悪犯罪に対する極刑、要するに死刑に代わるような代替刑としてどういうものを用意しているのかということも、関心を引くところでは

ありますし、他方、死刑を廃止した国で被害者の遺族に対してどういう支援、どういう配慮をしているのかということも、これまた関心を引く問題ではないかと思われます。

2つ目のテーマ、日本の死刑制度の現状の把握、これも重要かと思います。それが今どのように運用されているのか。これは中本委員と佐藤委員も指摘されたところですが、運用の現状についての正確な情報も必要です。執行に至るまでの手続、その在り方・方法についても、正確な情報をもとに検討を加える必要があるのではないかと考えます。

そして3つ目として、特に重要なテーマが、被害者、そして被害者遺族の被害感情との関係で、 死刑制度をどう考えるかという問題です。これは何人もの委員の方々が大事だとおっしゃったテーマであります。

そして、4つ目として法的な論点もないがしろにできないと考えます。法的論点も、3つぐらいにまとめることができると思います。1つは、憲法論ないしは人権論としての死刑制度。2つ目に、いわば刑法論ないし刑罰論としての死刑存廃論。3つ目として、刑事訴訟法論としての、誤判の問題と死刑制度という論点。こういった法的論点についても検討を欠くことはできないと思われます。

他に何か、委員の皆さんの間で、こういう点も大事なんじゃないかと、加えていいんじゃないかというテーマがございますでしょうか。もちろん、これは後でまたお教えいただいてもいいのですが、特に今の段階でお気づきのことはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、これらのテーマを、具体的にいつ、どういう順序でということになりますと、なかなか難しい問題となります。専門的知見をおもちの方にヒアリングするとなれば、先方のご予定・ご都合もあるでしょうし、またテーマによっては準備に時間がかかるということもあると思います。それぞれの方に個別に交渉して、日にちなどを決めていかなければいけないということになりますので、具体的にいつ、どのテーマを扱っていくかについては、これは私どもと事務局にお任せいただくことはできますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。例えば次回の3月、次々回4月について申し上げれば、法的な論点については、こちらも知り合いの方でお願いしやすいということもありますし、普段から研究されている方であればすぐ引き受けて話してくださるというのもあるかもしれません。3月、4月あたりは今申し上げた法的論点を取り上げるのが適当であるかもしれません。

いずれにしましても、具体的にいつ、どういうテーマを取り上げるか、どういう方をお呼びするかについては、こちらで検討させていただき、なるべく早く委員の先生方にも情報をお伝えするという形で進めていくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。事務局、何か、追加すべきことはありますか。

●川村事務局長 では、事務局から失礼いたします。本日机上に、会議日程のペーパーをご用意しております。事前に皆様の予定をお伺いして調整した結果、全員一致で全員ご参加いただけるという日が皆無に近いものですから、ちょっとご都合悪いという方は申し訳ないんですけれども、現状はこのようになっております。林様からはお伺いしていなかったものですから、この中で複数候補日の中でさらに皆さんのご都合をお聞きした上で絞っていきたいと思いますので、個別に後ほどお伺いさせていただきますが、とりあえず、皆さんお忙しいと思うので、候補日について、手帳に入れておいていただければありがたいかなと思います。

次回は3月11日、月曜日の2時から4時を予定しております。会場は弁護士会館の2階になり

ます。よろしくお願いいたします。また、通知は出します。よろしくお願いします。

- ●井田座長 あと2分ほどございますが、この際、何かご発言ございますでしょうか。よろしいですか。それでは、第1回につきましては、これで閉会とさせていただきます。引き続き、是非よろしくお願いいたします。本日は、ありがとうございました。
- ●川村事務局長 すっかり忘れてしまって、事務局の紹介をするのを忘れてしまいました。ごめんなさい。もうずっと喋っておりますが、私が皆様から委託を受けて日弁連が事務局を担う、その事務局長をさせていただくということになります。川村百合です。よろしくお願いします。そして、2人、私より若い弁護士が手伝ってくれますので、ちょっと自己紹介をお願いします。
- ●大槻事務局員 第一東京弁護士会所属の弁護士の大槻展子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- **舩澤事務局員** 千葉県弁護士会に所属する弁護士の舩澤弘行と申します。よろしくお願いいたします。
- ●川村事務局長 ありがとうございました。大変失礼しました。先ほど来、青い紙というのがご紹介があるのですが、これは委員の皆様にしか配っておりません。記者の方には申し訳ないのですが、配っておりません。なぜなら、個人名が出てきたりしますので、場合によっては個別に問い合わせいただければ言える範囲で申し上げます。
- ●金高委員 申し合わせ事項細則4番目の個別取材というのですが、取材対応について書かれていますが、例えば委員の方々は積極的に発信、あるいは書く、講演会で喋る、そういうことについて、何か縛りを設けることはありますか。
- ●井田座長 個人の責任でということですので、例えばあの懇話会で、○○氏はこんなことを話していた、でも議事録では削除していたよ、などということを話すのは問題あるかもしれませんが、あの懇話会について自分はこう思うし、会議は今こういう方向で進んでいる、自分はこう考えるというお話しをされる分には、全く問題ないかと思っております。いかがでしょうか。
- ●川村事務局長 節度を持ったご対応をしていただければ。
- ●井田座長 もししつこく取材に応じることを迫られるというようなことがあれば、事務局にお 伝えいただければ、何とか対応いたします。

それではありがとうございました。閉会といたします。

(第1回終了)